

「天王寺区オレンジキャラバンの会」会則

(名称・組織)

第1条 この会は天王寺区オレンジキャラバンの会（以下「本会」とする）と称し、キャラバン・メイトおよび認知症サポーターをもって組織する。

(事務局)

第2条 本会の所在地は、会長宅とする。

(目的)

第3条 本会は社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会（以下「天王寺区社協」とする）及び大阪市キャラバン・メイト事務局（以下「キャラバンメイト事務局」とする）とともに認知症サポーターの輪を広げる活動を行うことにより、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とし、令和2年4月1日に設立する。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を実施する。

- (1) 天王寺区社協およびキャラバン・メイト事務局と協働して認知症サポーター養成講座を開催すること
- (2) 認知症の啓発活動およびボランティア活動に関すること
- (3) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	西村由紀子
副会長	1名	藤田アツ子
事務局長	1名	山崎将吾
会計	1名	歌丸和美
監査	1名	福井捷二

(役員の仕事)

- 第6条
- 1、会長は、会務を統括する。
 - 2、副会長は会長を補佐し、会長が不在のときにその職務を代行する。
 - 3、事務局長は、本会の業務全般を担当する。
 - 4、会計は、本会の出納事務を担当する。
 - 5、監査は、本会の業務及び出納状況を監査する。

(役員を選任)

- 第7条
- 会長及び副会長は、会員が推挙する者の中から総会において選任する。
- 事務局長及び会計は、会長が指名する。
- 監査は、会長が推挙する者を総会において選任する

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第9条 1、本会の総会は、毎年4月に開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2、総会は次の各号の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員を選任等
- (3) 事業計画並びに収支予算及び決算（見込）
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

3、総会は会長が召集する。

4、総会の議長は、会長がこれに当たる。

5、総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛意で決議する。

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第11条 1、役員会は、会長、副会長、事務局長、会計をもって構成する。

2、役員会は、総会決議事項の執行に関する事、並びに総会での決議以外の事項及びそれらの執行に関する事を審議し、決定する。

(例会)

第12条 定例会は、原則奇数月の第2土曜日14時～16時とする。ただし適時、臨時例会を収容する。

(会員)

第13条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(退会)

第14条 本会の会員は、任意に退会することができる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後一か月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経たうえ、会員に対して会計報告を行う。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費（年間1000円）、助成金、寄付金などをもって充てる。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

付則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。